# 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

(卸売市場法の一部改正)

第 条 卸 売市 場 法 (昭 和四十六年法律第三十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針 (第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条—第十二条)

第四章 地方卸売市場 (第十三条—第十五条)

第五章 雜則 (第十六条・第十七条)

第六章 罰則 (第十八条・第十九条)

附則

第 条 中 「の整備を計画的に促進するための措 置、 卸売市場 · 場 の 開設及び 卸売市場における卸売その

他の

流 通 取引に関する規制等について定めて、  $\mathcal{O}$ 通 合理化 を 1 う。 及び 取 にお 引 1  $\mathcal{O}$ て生 適 正 鮮 化に関する法律 食料 品 等  $\mathcal{O}$ 卸売市場の整備を促進し、 公正 平 な取 成三年法律第五 引 0 場として重要な役割を果たしていることに 十九号) 及び」を「が食品等の流 第二条第二項に規定する食品 通 (食品等の流 鑑 み、 等 卸  $\mathcal{O}$ 

売市 場に関し、 農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、 農林水産大臣及び都道 府 県知

事 によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、」に、「もつて」を「もって」に改める。

第二条第二項中 「であつて」を「であって」に改め、 同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 こ の 法律に お į١ 7 開 設者」とは、 卸 売市場を開設する者をいう。

4 卸売のため  $\mathcal{O}$ 法 律 に  $\mathcal{O}$ 販売 お 1 の委託を受け、 7 卸卸 .売業者」 とは、 又は買い受けて、 卸売 市 · 場 E 当該 出荷され 卸売市場におい る生鮮 食料 て卸売をする業務を行う者をい 品等について、 その 出荷 者 か 5

第二条に次の一項を加える。

う。

5 この 法律 に お 1 て 一仲 卸 業者」とは、 卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市 場内

の店舗において販売する者をいう。

第三条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、 卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

農林水産大臣は、 基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くもの

とする。

3

4 農林水産大臣は、 基本方針を定めたときは、 遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章第一節から第三節まで及び同章第四節の節名を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

中 央卸 売 市 場の 開設者は、 毎年、 農林水産省令で定めるところにより、 当該中央卸売市場の運営 Iの 状

況を農林水産大臣に報告しなければならない。

第四 一十八条第二項中 開 設者」 を 「農林水産大臣」 に、 「卸売業者若しくは仲卸業者」を 中 -央卸

売市

場の 開 設者」に、 「その職員」を「当該職員」に、 「行なう」を「行う」に改め、 同条第三項中 第一 項

又は」 を削り、 「職員」を 「当該職員」に改め、 同条第四項中 「第一項又は」を削 り、 第三章中同条を第

(中央卸売市場の認定)十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

第四 条 卸売市 場 (そ 0 施 設 の規模が が 一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該

当するものに限る。)であって、 第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、 農林水産大臣の 認定

を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2

により、 その 開設する卸 次に 掲げ る事項を記載 売市場について した申請書 前項の 認定を受けようとする開設者は、 (以下この条において 「申請書」 農林水産省令で定めるところ という。) を農林水産大臣

に提出して、 同項 の認定の申請をしなければならない。

開 設者  $\mathcal{O}$ 名称 及 び 住 所並びにその代表者 の氏 名

卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 名 称

三 卸 売 市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 位 置 一 及 び 面積並び に施設に関す る事 項

兀 卸 売市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 取扱品! 並 がに取扱品目ごとの取扱い の数量及び金額に関する事項

五 卸 売 市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 業務 0 運営体制 制に 関する 事 項

目

六 卸売 市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 業務 の運営に必要な資 金  $\mathcal{O}$ 確 保に関する事項

七 卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 卸 売 業者 K 関 する 事 項

八 そ  $\mathcal{O}$ 他 農 林水 産省令で定め る 事 項

3 申 請 書 に は、 その申請に係る卸売市場の業務に関する規程 (以下「業務規程」という。) を添付しな

け ń ば ならない。

4 業務規程 に は、 次に掲げる事項を定めなければならない。

卸 売市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 業務 の方法

卸売業者、 仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者 (以下「取引参加者」という。)

が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林 水 産 大臣 は、 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定  $\mathcal{O}$ 申 · 請 が あ 0 た場合にお ١ ر て、 当該申請に係る卸売市場について次に

掲げる要件に適合すると認めるときは、 当該認定をするものとする。

申請書及び業務規程の内容が、 基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

業務規程に定められてい る前項第一号に掲げる事項が、 次に掲げる事項を内容とするものであるこ

ح ° 三

イ 開設者は、 当該卸売市場の業務の運営に関し、 取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをし

ないこと。

口 により、 開設者は、 卸 売 当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、 の数量及び価格その 他の 農林水産省令で定める事項を公表すること。 農林水産省令で定めるところ

ノヽ 開設者は、 業務規程に定められてい る遵守事項 (前項第二号に掲げる事項をいう。 以下この項に

おいて同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、

指導及び助言、 報告及び検査、 是正の求めその他の措置をとることができること。

兀 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、 当該方法が

農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、 相対による取引の方法その他の売

#### 買取引 の方法

1

口 取引参. 加者が売買取引を行う場合における支払期日、 支払方法その他の決済の方法

五. 業務規程に定められている遵守事項が、 次の表の上欄に掲げる事項に関し、 同表の下欄に掲げる事

項を内容とするものであること。

=		<u> </u>	<del></del>
売買取引の方法		差別的取扱いの禁止	売買取引の原則
卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方	に差別的な取扱いをしないこと。	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。

書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関す		
書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告		
二 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告		
れた方法により、決済を行うこと。		
一 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定めら	六、決済の確保	
受けを拒まないこと。		
は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引		
- 売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合に		
卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸	五 受託拒否の禁止	
を含む。)を公表すること。		
その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件		
卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目	四 売買取引の条件の公表	
法により、卸売をすること。		

き事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること	
況を含む。) その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべ	
び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状	
卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及	七 売買取引の結果等の公表
定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。	
る。) について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で	
る情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限	

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、 次に掲げる要件に適合す

るものであること。

1 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

口 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

ハ

七 開設者が、 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該 卸 売 市場 が、 生 鮮 食料品 等  $\mathcal{O}$ 円 滑 な取 引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前 各号に掲げ る ŧ  $\tilde{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 該 卸 売 市 場 が、 卸 売 市 場  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 適 正 カゝ 0 健 全な運営に必要なものとして

農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、 第一項の認定をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 当該認定を受け

た卸売市場 (次項及び第十八条第一号を除き、 以下「中央卸売市場」という。)に関し、 次に掲げる事

項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

一 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第 項 の認定を受けた卸売市場でない ものは、 中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはな

らない。

(欠格事由)

第五 地方公共団体以外の者であって次の各号のいずれかに該当するものは、 前条第一 項の認定を受け

ることができない。

# 一法人でない者

その 法 人又はそ の業務を行う役員がこの法律その他生鮮 食料品等 *(*) 取引に関する法律で政令で定め

るも 0 0) 規定により罰金以上 0 刑に処せられ、 その執行を終わり、 又はその執行を受けることのなく

なった日から二年を経過しないもの

第十一 条第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 認定を取 り消され、 又は 第十四 日条にお 7 て読み替えて準

用する 第十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により第十三条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 定を取り )消され その 取 消 L 0 日 カゝ ら二年 な

#### 経過しない法人

匹 第 + 条第一 項 の規定による前条第一 項 の認定の取消 し又は第十四条にお いて読み替えて準 甪 する

第十一 条第 項 の規定による第十三条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 0 取 消 L 0 日 前三十日以内 にその 取 消 L に 係 る法

人  $\mathcal{O}$ 業務を行う役員であった者でその 取消 L  $\mathcal{O}$ 日 から二年を経過 しな *\* \ も の がその業務を行う役員と

### なっている法人

#### (変更の認定)

第六条 中央卸売市 場 の開設者は、 第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更 (農林水産省令で

定め る軽: 微 な変更を除く。) をしようとするときは、 農林水産省令で定めるところにより、 農林 水 産大

臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中 -央卸 売市場の開設者は、 前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞なく、その旨

を農林水産大臣に届け出なければならない。

第四条第二 項から第六項までの 規定 は、 第 項の変更の認定について準用する。

(中央卸売市場の休止及び廃止)

3

第七条 中央卸 売市 場 の開設者は、 その中央卸 売市場の業務の全部又は一部を休止し、 又は廃止しようと

するときは、 農林水産省令で定めるところにより、 その旨を、 取引参加者に通知するとともに、 農林水

産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 当該中央卸売市場に係る第四条

第一 項の認定は、 その効力を失う。

- 当 該· 中 央卸売市場  $\mathcal{O}$ 業務 の全部 が廃止されたとき。
- 当該. 中 央卸 売市場 に つい て第十三条第 項  $\bigcirc$ 認定が あ ったとき。
- 農林水産省令で定めるところにより、 その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

の旨を公示するものとする。

3

農林水産大臣は、

第一

項の規定により第四条第

項の認定がその効力を失ったときは、

遅滞なく、

そ

2

中

-央卸

売市

場の

開設者は、

当該中

央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは

(指導及び 助 (言)

第九条 農林 水産大臣は、 中央卸売市 場の 開設者に対し、 中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確

保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林・ 水産大臣は、 中 -央卸 売 市 場の 業務  $\mathcal{O}$ 適正 かつ健全な運営を確保するために必要があると認め

るときは、 その開設者に対し、 必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

#### (認定の取消し)

第十一 条 農林水産大臣 は、 中央卸売市 場が次の各号の いずれ、 かに該当するときは、 当該中央卸売市場に

係る第四 条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 を取 り消すことができる。

当該中

央卸売市

場が、

第四

条第

一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなったとき。

当該中央卸売市場が、 第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

三 その開 設者が、 第五条第一号、 第二号又は第四号に該当するに至ったとき。

匹 その 開 設者が、 開設する卸売市場について不正の手段により第四条第 一項の 認定 (第六条第 一項の

変更の認定を含む。 又は第十三条第 項 の認定 (第十 匹 一条にお いて読み替えて準用する第六条第

項 の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五. その開設者が、 次条第一項若しくは第二項 (これらの規定を第十四条において読み替えて準用する

場合を含む。) の規定による報告をせず、 若しくは資料を提出せず、 若しくは虚 偽の報告をし、 若

くは 虚 偽 の資料を提出 Ļ 又は 同 項 (第十四 一条にお いて読み替えて準用する場合を含む。) の規定に

よる検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、 この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく

命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林 水 産 大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 認定を取 り消 したときは、 遅滞なく、 その旨を公示するも のとす

る。

第四 十九条から第五十一条まで、 第三章第五節、 第四章第一節及び第二節、 同章第三節の節名並びに第

六十七条及び第六十八条を削 る。

第四 章中第六十九条を第十五条とし、 同 条の前に次の二条を加える。

地 方 卸 売市 場  $\mathcal{O}$ 認 定

第十三条 卸売 市場 で あって、 第五項各号に掲げる要件に適合しているも のは、 当該卸 売市 場 0 所在 地を

管轄する都道府県知事 ( 以 下 「都道府県知事」という。)の認定を受けて、 地方卸売市場と称すること

が できる。

次に

2 により、 そ  $\mathcal{O}$ 開設する卸 掲げる事項を記載 売市場について前 した申請書 項の 認定を受けようとする開設者は、 (以下この条において 「申請書」という。) 農林水産省令で定めるところ を都道府県知事

に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

- 開 設 者  $\mathcal{O}$ 名称] 及 び 住 · 所 並 び にそ  $\mathcal{O}$ 代 . 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名
- 一卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

兀 卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 取扱 品 目 並 び に取り 扱 品目ごとの取扱い の数量及び金額に関する事項

五 卸 売 市 場 0 業 務  $\mathcal{O}$ 運 営体 制 に 関 する 事 項

六 卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 運 営に必要な資 金  $\mathcal{O}$ 確 保 に関 はする事で

項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3

申請

書

に

は、

そ

 $\mathcal{O}$ 

申

請に係る業務規程を添付しなけ

ればならない。

4 業務規程 に は、 次に 掲 げ る事 項を定めなければならない。

- 一 卸売市場の業務の方法
- 取 引参 加 者 が 当 該 卸 売 市 場 に お ゖ る業務に に関 l 遵守 すべ き事 項

5

都道府県知事は、 第一項の認定の申請があった場合において、 当該申請に係る卸売市場について次に

掲げる要件に適合すると認めるときは、 当該認定をするものとする。

申 · 請 書 及び 業務規程  $\mathcal{O}$ 内 容が、 基本方針 に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、

次に掲げる事項を内容とするものであるこ

کے

1 開設者は、 当該. 卸売市場 の業務の運営に関し、 取引参加者に対して、不当に差別的な取扱 1 をし

ないこと。

口 開設者は、 当該. 卸 売市場において取り扱う生鮮食料品等について、 農林水産省令で定めるところ

に より、 卸売 の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ノヽ 開設者は、 業務規程に定められてい る遵守事項 (前項第二号に掲げる事項をいう。 以下この項に

お いて同じ。) を取引参加者 に遵守させるため、 これに必要な限度に おいて、 取引参加者に対し、

指導及び助言、 報告及び検査 是正 の求めその他の措置をとることができること。

兀

業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、 当該方法が

農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

食料品等の品目ごとのせり売又は入札

の方法、

相対による取引の方法その他

一の売

#### 買取引の方法

1

卸

売業者の生鮮

口 取引参. 加者が売買取引を行う場合における支払期日、 支払方法その他の決済の方法

五. 業務規程に定められている遵守事項が、 次の表の上欄に掲げる事項に関し、 同表の下欄に掲げる事

項を内容とするものであること。

卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目	四 売買取引の条件の公表	
法により、卸売をすること。		
卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方	三 売買取引の方法	
に差別的な取扱いをしないこと。		
卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当	二差別的取扱いの禁止	
取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。	一売買取引の原則	

況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべ		
び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状		
卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及	一六 売買取引の結果等の公表	
る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で		
る情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限		
書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関す		
書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告		
□ 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告		
れた方法により、決済を行うこと。		
○ 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定めら	五、決済の確保	
を含む。)を公表すること。		
その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件		

0 き事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること

Ò 表 の 下 欄 に掲げる事項以外の 遵守事 項が定めら れている場合には、 次に掲げる要件 に適合す

るものであること。

六

前

号

1 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

口 当該遵守事項が 取引参加者 の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事 項が定められた理由が公表されていること。

七 開 設者 が、 取引参加 者に遵守事 項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該, 卸売市場が、 生鮮 食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、 当該卸売市場が、 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして

農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 都道 府 県知事 は、 第一 項の 認定をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 当該認定を受け

た卸売市場 (次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。) に関し、 次に掲げる事

項を公示するものとする。

- 一 開設者の名称及び住所
- 二 地方卸売市場の名称
- 三地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第 項 の認定を受けた卸売市場でないものは、 地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはな

らない。

(準用)

第十四条 第五 条から第十条まで、 第十一 条 ( 第 一 項第一号に係る部分を除く。) 及び第十二条の規定は

前条第一 項の認定について準用する。 この場合において、これらの規定 (第六条第一項を除く。 中

農林水産大臣」とあるのは 「都道府県知事」と、 第六条第一項中 「第四条第二項各号」とあるのは「

第十三条第二項各号」と、 「農林水産大臣」とあるのは 「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第

十二条までにおいて 「都道府県知事」という。)」と、 同条第三項中 「第四条第二項」 とある  $\mathcal{O}$ は 「第

十三条第二項」と、 第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」 とあるのは 「第四 ]条第 項

第十一条第一項第二号中 「第四条第五項各号」 とあるのは 「第十三条第五項各号」 と読み替えるも

のとする。

第五章及び第七十二条から第七十五条までを削る。

第六章中第七十六条を第十七条とし、 同 条 の前 に次 の 一 条を加える。

(助成)

第十六条 国 は、 中央卸売市場の開設者であって食品等の流 通  $\overline{\mathcal{O}}$ 合理化及び取引 の適正化に関する法律 <del>.</del>第

五. 条第 項  $\mathcal{O}$ 認定を受け たもの が 同 法第六条第二項に規定する認定 計 画 (次項に お 1 7 「認定 計 画 لح

いう。 に 従 って当 該 中 央卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備を行う場合には、 当該 開 設者 に 対 予 算  $\mathcal{O}$ 範 进 内 に

おい て、 当該 施設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 要する費用の + 分の四 以内を補 助することができる。

2  $\mathcal{O}$ 適 玉 一及び 正 化 都 に 道 関する法律第五条第一 府県は、 中 -央卸売-市 項 場 災又は地  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けたものが 方卸 売市場  $\mathcal{O}$ 開設者であって食品等の流 認定計 画 に従って当該中央卸 通 の合理化及び取 売市場 又 は 地 引 方

卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 施 設の 整 備 を行う場合に は、 当該 開 設者に対し、 必要な助言、 指導、 資 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 融 通  $\mathcal{O}$ あ っせ  $\lambda$ 

その他の援助を行うように努めるものとする。

第六章を第五章とする。

第七十七条から第七十九条までを削る。

第八十条中 一に を マン ずれ かに に改め、 同条第二号を削り、 同条第一 号中 「第四十八条第二項又

は第六十六条第一項」を「第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条にお いて読み替えて

準用する場合を含む。)」 に改め、 「、又は」の下に 「同項 (第十四条において読み替えて準用する場合

を含む。)の規定による」 を加え、 同号を同条第二号とし、 同号の前に次の一号を加える。

第四条第七項又は第十三条第七 項の 規定に違反して、 中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれ

らに紛らわしい名称を称した者

第七章中第八十条を第十八条とする。

第八十一条中 「第七十七条から前条まで」を「前条」に、 「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、

同条を第十九条とする。

第八十二条及び第八十三条を削る。

第七章を第六章とする。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第二条 食品 流 通 構造改善促 進 法 (平成三年法律第五十九号) *Ø*)
<u>→</u> 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針 (第四条)

第二節 食品等流通合理化計画 (第五条·第六条)

第三節 支援措置

第 款 株式 会社 日 本 中政策金i 融 公庫の行う食品等流通合理 化事業促進業務 (第七条 第八条)

第二款 株式会社 農 成林漁業: 成長 (産業: 化支援機構の行う食品等流 通合 理 化事業支援業務 ( 第 九

第

第三款 雑則 (第十三条—第十五条)

第四節 食品等流通合理化促進機構 (第十六条—第二十六条)

第四章 雜則(第三十条·第三十一条)

第三章

食品等の取引の適正化のための措置

(第二十七条—第二十九条)

ジード コー・ナオー目グー イタザー・コー・フェン・タザー・コー・・フェント

附則

第五章

罰則

(第三十二条—第三十四条)

第二章を削る。

第一章を次のように改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていること

に鑑み、 食品等の流通の合理 化を図るため、 農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化

計 画  $\mathcal{O}$ 認定、 その実施に必要な支援措置その他 の措置を講ずるとともに、 食品等の取 引 の適 正 化 を図る

ため、 農林 ·水産大 臣 に ょ る調 査  $\mathcal{O}$ 実 施そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 措置を講じ、 もって農林漁業及び食品 流 通 業  $\mathcal{O}$ 成 長 発展

並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において 「食品等」 とは、 次に掲げる物をいう。 ただし、 医薬品、 医療機器等 の品質

有効性1 及び安全性 の 確 保等に関する法 律 昭 和三十五年法律第百四十五号) 第二条第一 項に規定する 医

薬品 同 条第二項に 規定する医薬部 外 品品 同 条第三 項に規定する化粧 品品 及び 同 **E**条第九 項 E 規定する再生

医療等製品に該当するものを除く。

一飲食料品

花きその他農林水産省令で定める農林水産物 (前号に掲げるものを除く。)

 $\equiv$ 農林 水 産 一物を原料又は材料として製造 Ĺ 又は 加 工 し たもの ( 第 一 号に掲げるものを除く。) であ

って、農林水産省令で定めるもの

2

この 法 律に お 1 7 食 品等  $\mathcal{O}$ 流 通 とは、 食品等の 輸送、 保管、 販売その 他 の取 扱 į,  $\mathcal{O}$ 過程 をいう。

この法律において「食品等の流通の合理化」とは、 食品等の流通の経費を削減するために行う食品等

3

 $\mathcal{O}$ 流 通 の効率化その他 の措置又は食品等の 価 値 を高め、 若しくは新たな需要を開拓するために行う食品

等 0 流 通 に お ける品 質管理若 しくは 衛生 管 理 の高 度化その 他 の措置 をい う。

4 の法律において 「食品等の取引の適正化」とは、 食品等の取引が適正に行われるようにするために

行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

(留意事項)

第三条 食品等 0 流 通 の合理化のための施策を講ずるに当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければな

らない。

食品等 つの流通に に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。) が、 多様化する需要に

即 いして、 創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益 の増進に寄与するも

のとなるようにすること。

2

食品等の 取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければならな

\ \ \

食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、 その取引の当事者間の取引上

0) 地位に格差が生ずる場合があるため、 その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、 農林漁業者及び一般消費者の利益に資する

ものとなるようにすること。

第二十五条中「前二条」を「前条」に、 「各本条」を「同条」に改め、 同条を第三十三条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、 同条第二号中

九条」を「第二十四条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条第一項」を「第二十三

条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条を第三十二条とする。

第四章中第二十二条を第三十条とし、 同条の次に次の一条を加える。

# (農林水産省令への委任)

第三十一条 この 法律に定めるも ののほ か、 この法律の実施 のための手続その他この法律の施行 に関 し必

要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章の章名中「食品流 通構造改善促進機構」を 「食品等の流通の合理化のため の措置」 に改める。

第二十一条中「協議しなければならない」を「協議するものとする」に改め、同条第一号中「第十三条

第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項」を「第十八条第一項、第十九条第一

項又は第二十条第

一項

に改め、 同条第二号中 「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、 同条第三号中 「第十七条」 を

「第二十二条」に改め、第三章中同条を第二十六条とする。

第二十条第一 項中 「機構」 を 「促進機構」に、 「第十一条第一項の指定(以下この条において 「指定」

という。)」を「指定」に改め、 同項第一号中「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、 同項第二号

を次のように改める。

二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

第二十条第一 項第三号中「この章」を「この節」 に改め、 同項第四号中 「第十四条第一 項」を 「第十九

条第一項」に改め、 同条第二項中「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、 同条を

第二十五条とする。

第十九条中 「第十二条各号」 を 「第十七条各号」 に、 「機構」 を 「促進機構」 に改め、 同条を第二十四

条とする。

第十八条第一項中 「第十二条各号」を「第十七条各号」に、 「機構」を「促進機構」に、 「その職員」

を 「当該職員」 に改め、 同条第二項中 「職員」 を「当該職員」 に改め、 同条を第二十三条とする。

第十七条中 「機構」 を 「促進 逆機構 」 に改 め、 同条を第二十二条とする。

第十六条中 機 構 を 「促進 機構 に改 め、 同条を第二十一条とする。

第十五条中 「機構」 を 「促進機構」 に改め、 同条を第二十条とする。

第十四条第 一項中 「機構は、 第十二条第一号」を 「促進機構は、 第十七条第一号」に、 「当該業務」を

「債務保証業務」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第 項中 機 構 を 「促進 機構」 に改め、 同条を第十八条とする。

第十二条中 「機構」 を 「促進機構」 に改め、 同条第 号中 「構造改善事業 (以下この条」 を 「食品等流

ら第四 通合 理化事業 号までを削 (次号) り、 に、 同 条第五号中 「認定構造改善事業」 認定 構造改造 善 を 事 「認定食品等流通合理化 業 を 「認定食品等流 事業」 通合理化事 に改め、 業 に改め、 同条第二号か 同 号

を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 食品等 0 流 通 に . 関す うる情報(  $\mathcal{O}$ 収 集 調査及び 研究を行い、 並び にその成果を普及すること。

第十二条第六号から第九号までを削 り、 同 1条第十号中 「食品 の流通部門 の構造改善」を 「食品等の流 通

の合理化」に改 め、 同号を同条第四号とし、 同 条第十 一号を同 条第五号とし、 同 条を第十七条とする。

促進 第十 機 構 条第 以 下 項中 機 構 食品 を  $\mathcal{O}$ 食 流 品品 通 部 等 流 菛  $\mathcal{O}$ 通 合 構造改善」 理 化 促 進 を 機 「食品 構 (以下 等  $\mathcal{O}$ 促 流 進 通 の合理 機 構 化 に 改 め、 に、 同 食品 条第二項 流 通 中 構 造 「指 改 善 定

を 規定による指定 (第二十五条に おい . T 「指定」 という。 しに、 機 構 を 促促 進 機 構 に、 「 公

示 Ĺ なければならない」を 「公示するものとする」に改め、 同条第三項中 機構」 を 「 促 進 機構 に 改 8

とする」 同 条第四 に改め、 項中 前 同 条 項  $\mathcal{O}$ を第十六条とし、 の 下 に 「規定による」 第三章中 同 を加え、 条  $\mathcal{O}$ 前 に次 「公示しなければならな の三節及び節名を加える。 い を 「公示するもの

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四 \_ 条 農林 水産大臣は、 食品等の流通の合理化に関する基本方針 ( 以 下 「基本方針」 という。) を定め

るも のとする。

2 基 本 方針 12 お いく て は、 次に掲げ げ .る事 項を定め るものとする。

者が講ずべき次に掲げる措置に関する事 項

食品等

 $\bigcirc$ 

流通

の合理

化を図る

「る事業

(以 下

「食品等流通合理

化事業」

という。)を実施しようとする

1 食品 等 0 流 通  $\mathcal{O}$ 効率化に関する措 置

食品等  $\dot{O}$ 流 通 お る品質管 理及 Ű 衛生管 理 高度化に関する措置

口

に

け

 $\mathcal{O}$ 

ノヽ 食品 等  $\mathcal{O}$ 流 通 に お け `る情! 報 通 信 技 術 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 する 措 置

= 食品等 に係 る 国 内 外  $\mathcal{O}$ 需 要 ~ 0) 対 応に関する 措置

ホ イからニまでに掲げるも の の ほ か、 食品等の 流通 の合理化のために必要な措置

前号に掲げるも O $\mathcal{O}$ ほ か、 食品 等の 流 通 の合理化に関 L 必 要な・ 事 項

3 農林 水産大臣 は、 経済 事情 の変動 その 他情 勢  $\mathcal{O}$ 推移により 必要が生じたときは、 基本方針を変更する

ものとする。

農林水産大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 関係行政機関の長に協議し

4

- かつ、 食料 農業 農村政策審議会の意見を聴くものとする。
- 5 農林. 水 産大臣 は、 第 項  $\hat{O}$ 規定に、 より 基本・ 方針を定め、 又は第三項の規定によりこれを変更したとき

は、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等流通合理化計画

#### (計画の認定)

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、 農林水産省令で定めるところにより、 単独で又

は共同 という。) して、 を作成し、これを農林水産大臣に提出して、 その実施しようとする食品等流通合理化事 業に関する計画 その認定を受けることができる。 (以下「食品等流通合理化計 画

- 2 食品等流通合理化計画においては、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 食品等流通合理化事業の目標
- 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期
- 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

兀 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者 の利益の

増進に寄与する程度

3 農林 水 産 大臣 は、 第 項  $\hat{O}$ 認定 の申 請があっ た場合にお *(* \ て、 当該食品等流通合理化計画が次 0 各号

 $\mathcal{O}$ ( ) ずれにも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

基本方針に照らし適切なものであること。

当該 食品等流通合理化事業が 確実に実施されると見込まれるものであること。

 $\equiv$ 当該 食品等流 通合理 化事業 (の実: 施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の 利益 の増進に寄与するも

 $\mathcal{O}$ であること。

4 農林 水産大臣 は、 第一項の認定 の申請があったときは、 遅滞なく、 その内容を当該申 請 に係る食品等

流 |通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣 (次項において「事業所管大臣」という。 に通知 す

るものとする。

5 事 業所管大臣 には、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による通知を受けた場合において、 必要があると認めるときは、 農林水

産大臣に対して意見を述べることができる。

#### (計画の変更等)

第六条 食品 等 流通 合 理化 計 画に つき前条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた者 ( 以 下 認定事業者」という。)は、

該 認 定に 係 る食 品品 等流 通 合理 化 計 一画を変更しようとするときは、 農林 水 產 大臣  $\mathcal{O}$ 認定を受けなけ れ ば

ならない。

2 農林水産大臣は、 認定事業者が前条第 項の認定に係る食品等流通合理化計画 (前項の規定による変

更の 認定が あったときは、 その変更後の ŧ  $O_{\circ}$ 以 下 「認定計画」 という。) に従って食品等流 通合理化

事 業 へを実: 施 L てい な 1 と認めるときは、 その 認定を取り消すことができる。

前条第三項 カン 5 第 五 項 まで  $\mathcal{O}$ 規定は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による変更の 認定 に 0 1 て準 用する。

# 第三節 支援措置

3

第 款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

#### (資金の貸付け)

第七 条 株式会社日 本 政 策 金 融 公庫 ( 以 下 「公庫」 という。) は、 株式会社 日 本 政 策 金 融 公 庫法 (平成十

九 年法 1律第五· 十七号。 以下 「公庫法」という。) 第十一 条に規定する業務  $\mathcal{O}$ ほ か、 認定事 業者 であ って

展 次の各号に掲げる者に該当するものに対し、 に資する長期か 0 低 利  $\mathcal{O}$ 資 金で あ って 認定 食料 計 画に の安定供給の 従 0 7 食品 等流 確保又は農林漁業 通合 理 化事 事業を実: 次の持続が 施するため 的 か つ健全な発 に 必 要

なも 。 ので、 あ ŋ カン つ、 それぞれ当該 各号に定 8) るも  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 金 融 機 関 が 融 通することを困 難とするも

に限る。 )のうち農林水産大臣及び 財務大臣 の指定するもの の貸付けの業務を行うことができる。

中 小企業者 (公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。 次条第一項において同じ。) そ

の償還期限が十年を超える資金

農林 漁業者又は その 組 織する法人(これら の者の 出資又は 拠出 に係る法人を含む。) であって農林

水 産 省 令 財 務 省 令で定め るも  $\mathcal{O}$ これ らの 者 が 資 本 市 場 カ 5 調 達することが 困 難 な 資 金

2 前 項 に 規定する資金の貸付け の利率、 償還期限 及び据置期 間 に ついては、 政令で定める範囲 内 で、 公

庫が定める。

3 第 項 0 規 定により公庫 が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一 条第一 項第六号

第十二条第 一項、 第三十 条第二 項 第 号 口、 第四十一 条第二号、 第五 十三条、 第五 十八条、 第五 +

九 条第一 項、 第六十四 [条第 項第四号、 第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定  $\mathcal{O}$ 適用 に つ 1 ては

号 第十 条第二号 第十二条第 第三十一条第二 号ロ及び第四十一 条第 項第六 項 一項 第 又は別表第二第二号に掲げる業務 掲げる業務 掲げる業務 同項第五号 若 三年 する業務 食品 する業務 及び 業務並びに第十一条第 撂 掲 又は食品等流通法第七条第一 通法」という。)第七条第一項に規定 項 げ げ しくは別表第二第二号に掲げる業務 等 取 る業務及び食品 に規定す る業務及び食品等流通法第七 法律第五十九号。 流通法第七条第 引  $\mathcal{O}$ 適 る業務 正 化に 等 関 はする法語 以 下  $\mathcal{O}$ 流 項に 項第五号 通 「食品等 項に規定 規定する 律  $\mathcal{O}$ 合理化 平 条第 流 成

次

の表

の上欄に掲げる公庫法の規定中同表

の中欄に掲げる字句は、

同表

の下欄に掲げる字句とする。

- 37 -

までの下欄に掲げる資金の貸付けの業	一での下欄に掲げる資金の貸付けの業	
若しくは別表第一第一号から第十四号	又は別表第一第一号から第十四号ま	別表第二第九号
項		
第十一条及び食品等流通法第七条第一	第十一条	第七十三条第三号
業務並びに第十一条第一項第五号		
食品等流通法第七条第一項に規定する	同項第五号	
する業務		
又は食品等流通法第七条第一項に規定		四号
若しくは別表第二第二号に掲げる業務	又は別表第二第二号に掲げる業務	第六十四条第一項第
		十九条第一項
この法律、食品等流通法	この法律	第五十八条及び第五
業務並びに第十一条第一項第五号		
食品等流通法第七条第一項に規定する	同項第五号	第五十三条

務 定する業務 務又は食品等流通法第七条第 一項に規

(債務の保証)

第八条 公庫 は、 公庫法第十一条の 規定にかかわらず、 認定事業者 (中小企業者及び海外におけるこれに

準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。 が 認定計画 に 従 べって

海外において食品等流 通合理化事業を実施するために必要な長期の資金 の借入れ (外国  $\mathcal{O}$ 銀行 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

金 融機関 のうち農林水産省令 経済産業省令 財務省令で定め るも 0 か 5 O借 入れに限る。 に係る債

務  $\mathcal{O}$ 保 証 (債 務を負担 担す る行為であ って債務 の保 証 に準ずるも 0 を含む。 を行うことができる。

2 前 項 12 規定する債 務の 保 証 は、 公庫 法  $\mathcal{O}$ 適 用については、 公庫法第十一 条第一項第二号の規定による

公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

(出資等)

第九 条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 (以下「支援機構」 という。) は、 株式会社農林漁業成長

産業化支援機構法 (平成二十四年法律第八十三号。 第十二条において「支援機構法」 という。)第二十

条第一 項 第 一号から第十五号までに掲げる業務 0 ほ か、 次に 掲げる業務を営むことができる。

支援対 象 **黎定** 事 業者 (認定事 業者のうち第十 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により支援の対象となったも 0)

う。以下この条において同じ。)に対する出資

支援対象食品等流通合理化事業支援団体 (認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体

以

下 「食品等流通合理化事業支援団体」という。) のうち第十一条第一項の規定により支援の対象とな

ったものをいう。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

支援対 象 食品 等 流 通 合 理 化事 業支援 団体に対する基金 般社 団法 人及び 般財 団法・ 人に関する法

律 (平成十八年法律第四十八号) 第百三十一条に規定する基金をいう。) 0 拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五. 支援対 象認定事業者が 発行する有価 証 券 (金融商品 取 引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条

第 項に 規定する有価 証 一券及び 司 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定により有価 証券とみなされる権利をいう。 以下この

号において同じ。) 及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の 取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権 O取得

七 支援対象認定事業者 の発行する社債及び資 金の借入れ に係る債務  $\mathcal{O}$ 保 証

八 支援 対 象 食品 等 流 通 合 理 化事 業支援団体 が 行う認定事 業者に対する資 金供 給その他 |の支援 に関する

指導、勧告その他の措置

九 食品等流通合理化事業を実施 し、 又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

+ 食品等流 通合理化事業を実施 し、 又は実施しようとする者に対する助 言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

<u>+</u> 食品 等 流 通 合 理 化 事 子業及び 認定事 業者 に対 Ü 資 金供 い給その 他 の支援を行う事 業活 動 (次条第 項

に お いて 「食品等流通合理化事業等」という。) を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(食品等流通合理化事業等支援基準)

第十条 農林 ·水産大 臣 は、 支援機構 が 食品等流 通 合理化事業等の支援 (前 条第一 号か ら第七号までに掲げ

る業務によりされるもの に限 る。 以 下 「食品等 流通合理 化事業等支援」という。) の対象となる認定事

業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当た

って従うべき基準 (以 下 「食品等流 通合理化事業等支援基準」という。) を定めるものとする。

2 食品等 流 通 合理 化事 業等支援基準 は、 食品 等 0 流 通 の合! 理化を通じた農 林 漁業 及び 食品法 流通業 0 成長

発展 並 びに 般消費者の利 益の増進に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、 食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、 あらかじめ、 食品等流

通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣 (次条第三項及び第四項にお *(* ) 7 事

業所管大臣」という。)の意見を聴くものとする。

4 農林 水産大臣 は、 食品 [等流] 通合理化事業等支援基準を定めたときは、 これを公表するものとする。

(支援決定)

第十一 条 支援機構は、 食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、 食品等流通合理化事業等支

援基 一準に従って、 その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流 通合

理化事業等支援の内容を決定するものとする。

2

支援機構は、 食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、 あらかじめ、

農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林 水 産 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 たときは、 遅滞なく、 その内 容を事業所管大臣 に 通 知 する

ものとする。

4 事業所管大臣は、 前項の規定による通知を受けた場合において、 当該認定事業者又は食品等流通合理

化 事業支援 団体の 属 する事業分野 の実態を考慮して必要があると認めるときは、 農林水産大臣に対して

意見を述べることができる。

(支援機構法の適用)

第九 条の 規 定により支援機 構 が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構 法第六条第 項

第六号、 第十五条第一項第一号及び第二号並びに第三項、 第二十一条第一 項第十六号、 第二十 ·四条、 第

二十五条第 一項及び第二項、第二十六条、第二十七条、 第三十四条、第三十七条、第三十九条第 一項

一項及び 第五項、 第四 一十条、 第四 十六条、 第四十七条並 びに第四十八条第五号及び第九号の 規 定 0 適

用 については、 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に掲 げ る支援機 構 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 同 表 0 中 欄に掲げる字句は、 同 表 0 下 . 欄 (C 掲

げる字句とし、 支援機構法第十五 条第二 一項の! 規定は、 適用しない。

認定事業者をいう。第二十四条第一項		
食品等流通法第六条第一項に規定する		
て同じ。)の対象となる認定事業者(		
う。以下この号及び第二十七条におい		
する食品等流通合理化事業等支援をい		
援(食品等流通法第十条第一項に規定		号
内容並びに食品等流通合理化事業等支	内容	第十五条第一項第二
通法第九条第八号		号
第二十一条第一項第八号及び食品等流	第二十一条第一項第八号	第十五条第一項第一
という。) 第九条各号に掲げる業務		
律第五十九号。以下「食品等流通法」		
引の適正化に関する法律(平成三年法		
業務及び食品等の流通の合理化及び取	業務	第六条第一項第六号

通合理化事業支援団体」という。)		
業支援団体(以下「支援対象食品等流		
規定する支援対象食品等流通合理		
事業者」という。)及び同条第二号に		
対象認定事業者(以下「支援対象認定		
等流通法第九条第一号に規定する支援		
支援対象事業活動支援団体並びに食品	支援対象事業活動支援団体	第十五条第三項
食品等流通合理化事業等支援の内		
。第四十条において同じ。)及び当該		
食品等流通合理化事業支援団体をいう		
食品等流通法第九条第二号に規定する		
又は食品等流通合理化事業支援団体		
第二号及び第四十条において同じ。)		

若しくは支援対象事業活動支援団体又	又は支援対象事業活動支援団体	第二十四条第一項第
給その他の支援を行わないとき		
業支援団体が認定事業者に対し資金供		一一号
とき又は支援対象食品等流通合理化事	とき	第二十四条第一項第
十条において同じ。)を行わないとき		
理化事業をいう。第二十七条及び第四		
第二項第一号に規定する食品等流通合		
流通合理化事業(食品等流通法第四条		一号
とき又は支援対象認定事業者が食品等	とき	第二十四条第一項第
第一項		
前条第一項又は食品等流通法第十一条	前条第一項	第二十四条第一項
		十六号
前各号及び食品等流通法第九条各号	前各号	第二十一条第一項第

げる業務		
業務及び食品等流通法第九条各号に掲	業務	第三十七条
この法律又は食品等流通法	この法律	第三十四条
業		
業の円滑かつ確実な実施に寄与する事		
業等支援その他の食品等流通合理化事		
寄与する事業及び食品等流通合理化事	寄与する事業	第二十七条
通合理化事業支援団体		
対象認定事業者及び支援対象食品等流		
支援対象事業活動支援団体並びに支援	支援対象事業活動支援団体	第二十六条
		及び第二項
象食品等流通合理化事業支援団体		に第二十五条第一項
は支援対象認定事業者若しくは支援対		三号及び第二項並び

食品等流通法第十二条の規定により読	第三十九条第二項	第四十七条
み替えて適用する第三十九条第一項		
食品等流通法第十二条の規定により読	第三十九条第一項	第四十六条
者及び食品等流通合理化事業支援団体		
対象事業活動支援団体並びに認定事業	対象事業活動支援団体	
事業		
、対象事業活動及び食品等流通合理化	、対象事業活動	第四十条
象食品等流通合理化事業支援団体		
支援対象事業活動支援団体又は支援対	支援対象事業活動支援団体	第三十九条第五項
援対象食品等流通合理化事業支援団体		
支援対象事業活動支援団体若しくは支	支援対象事業活動支援団体	
この法律又は食品等流通法	この法律	第三十九条第二項
この法律又は食品等流通法	この法律	第三十九条第一項

第四 第四十八条第九号 十八条第五号 第三十四条第二項 第二十五条第 項 食品等法 み替えて適用する第三十四条第二項 食品等流通法第十二条の規定により読 み替えて適用する第二十五条第 み替えて適用する第三十九条第二項 流通法第十二条の 規定 に より 項 読

第三款 雑則

(資金の確保)

玉 は、 認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとす

る。

(指導及び助言)

第十四条 玉 は、 認定事業者に対し、 食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うも

のとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣 は、 認定事業者に対し、 食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求める

ことができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

第三章を第二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林 水 産大臣 は、 食品等  $\dot{O}$ 取 引 の適 正 化の ため、 食品等の 取 引  $\mathcal{O}$ 状況その 他食品等  $\mathcal{O}$ 流 通に

関す んる調 査 ( 以 下 食品 等 流 通 調 査 という。 を行うも  $\mathcal{O}$ とする。

2 卸 売 市 場 法 (昭 和 匹 十六 年法律第三十五号) 第四 条第六項 に規定す る中 央卸売市 場 又は同法第十三条

第六項に規定する地方卸 売市場を開設する者は、 農林水産大臣の行う食品等流通調 査 に 対して協 力する

等 の ため、 流 農林 通 に 関 水産省令で定めるところにより、 するも のを提供するよう努めるものとする。 その 保有する情報であって食品等の 取 引 の状況その他 食品

3 農林 水 産 大臣 は、 食品 等流! 通調 査 を行うため 必要があると認めるときは、 関係 行 政 機関 及び 食品: 等流

通事 ・業者その他の関係事業者に対し、 必要な協力を求めることができる。

4 関 係 行 政 機 関 及び食品等流 通事業者その 他  $\mathcal{O}$ 関 係 事業者は、 前項の 規定により協力を求められたとき

は、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、 食品等の取引の適正化のため、 食品等流通調査の結果に基づき、 食品等流

通事業者に対する指導及び 助言、 食品等の流通に関する施策の 見直しその 他の必要な措置を講ずるもの

とする。

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水 産大臣 は、 食品等 0 取引に関し、 不公正な取引方法に該当する事実があると思料する

ときは、 公 正 取引委員会に対し、 その事実を通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

第三十四条 第十一 条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に違反して、 農林水産大臣  $\mathcal{O}$ 認可を受けなか 0 た場合には、 そ の違反

行為をした支援機構 0 取 統締役、 会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査 ぞ は、 百 万 円 以 下の

過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

次条並びに附則第五条、 第八条、 第九条及び第三十二条の規定 公布 0 日

附則第三条及び第十四 · 条 の 規定 公布の日 から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定

める日

 $\equiv$ 第一 条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、 同 章 の次に一 章を加える改

正規定 (第二十七条第二項に係る部分に限る。) 並びに附則第四条、 第十五条から第十八条まで及び第

三十条の規定 公布の日 から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(卸売市場に関する基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、 前条第三号に掲げる規定 の施行の日 (以下「第三号施行日」という。 前におい

ても、 第一条の規定による改正後の卸売市場法 ( 以 下 「新卸売市場法」という。) 第三条の規定 の例 によ

り、 卸 売 市 場 12 関する基本方 針を定め、 これを公表することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 定 め 5 れ た卸 売市 場 に 関 する基本方針 は、 第三号施. 行 日に おお 1 て新卸 売市場法第三

の規定により定められたものとみなす。

中 -央卸 売市! 場又は 地 方卸 売市場の 認定に関する経過措置

第三条 その 開 設する卸売市 場 (新· 卸 売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。 次

項 か ら第四 項 までに お *\*\ て 同 じ。 ) に つい て 新卸 売市 場法第四 条第 項  $\mathcal{O}$ 認定を受けようとする開 設者

行 日 前 にお 7 7 Ŕ 新 卸 売市 場法第四 条第 項から第四項までの 規定の例により、 その申 請をすることが

できる。

新

卸

売

市

場

法

第二条第三項に規定す

Ź

開設者

に

該当す

る者をい

う。

第

三項

に

お

7

て同

は、

第三号施

2 農林水 産大臣 は、 前 項  $\bigcirc$ 申 -請が あった場合においては、 第三号施行 日前 に おい ても、 新卸売市 場法第 几

条第五 項 及び 第五条 (次条  $\mathcal{O}$ 対規定に よりみな して適用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 例 に より、 そ  $\mathcal{O}$ 認 定を

することができる。 この場合にお 1 て、 その認定を受けた卸 売市 場は、 第三号施 行 日 に お 1 · て新 卸 売 市 場

法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その 開 設 す Ź 卸 売 市 場 E 0 **(** ) て 新 卸 売市 場法第十三条第 項  $\mathcal{O}$ 認定を受けようとする開設者は できる。

施 行 日 前 に お 1 7 Ŕ 同 項 か 5 同 条 第 兀 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 に ょ り、 その 申 請 をすることが

4 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 に 係 る 卸 売市 場  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を管 「轄する 都 道 府県 知 事 は、 当該 申 請 が あ 0 た場合に お ζ) て は 第

三号施行 日 前 に お 7 て ŧ, 新卸 売市 場法第十三条第五項及び新卸 売市場法 第 十四四 一条にお 1 7 準用: す る新 卸

売市

場

%法第

五.

条

( 次 条

の規定によりみなして適用する場合を含む。

0)

規

定

 $\mathcal{O}$ 

例に

より、

その

認定

をす

る

ことができる。 この 場合に お 7 て、 その 認定を受け た卸売す 市場 は、 第三号施 行 日に お 1 て 新卸 売 市 場 法 第

十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第 条のに 規定 により る改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 卸 売 市 場 法 (次条に お 7 7 旧 卸 売市 場 法 という。) 第二条第三 項 E 規

定する中 央 卸 売 市 場 (次項 E お 11 7 旧 中 央卸 売 市 場 という。) 又は同条第四 項に規定する地 方卸: 売 市

場 (次項 E お 7 て \_ 旧 地 方 卸 売市 場」 という。 に係る第一 項又は第三項  $\mathcal{O}$ 申 請 に つい ては、 新 卸 売 市 場

法第四 **|条第二**| 項 又は第一 十三条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わ らず、 卸 売 市 場 (新 卸 売 市 場 法第二条第二項 12 規 定す

る卸 売 市 場 を 1 う。 次項 ĺZ な 1 て 同 ľ 0 施 設 に関 する事 項その 他 の農林 水産省令で定め る事 項  $\mathcal{O}$ 記 載

を省略することができる。

6 附 則 第 条第三号に掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 旧 中 · 央卸 売 市 場 文は 旧 地 方卸 売 市 場に該当して V) る 卸 売 市 場

は、 同 号 に 掲 げ る規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 第 項 又 は 第 項  $\mathcal{O}$ 申 請 に **つ** 1 て 処分が 行 わ れ 7 1 な 1 場 合 に お V て は

その 処分が 行 わ れ る ま で  $\mathcal{O}$ 間 は、 新 卸 売 市 場 法 第四 条第. 七 項又は第十三条第七 項 0 規定にかかわらず、

それぞれ中央卸 売市 場 災又は 地 方卸 売市 場と称することができる。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

第四 条 新 卸 売 市 場法 第 五. 条 (第三号及び第四 一号に 保る部分 分に限り る。 (新 卸 売市 場法第十 应 条に お 1

用 す る場 合を含む。  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に <u>つ</u> 7 て は 旧 卸 売 市 場 法 第 几 + 九 条 第 項 (第二号に 係 る 部 分 に 限

る。  $\mathcal{O}$ 規定に より 旧 卸 売 市 場 法第 八 条  $\mathcal{O}$ 認 可 を取 ŋ 消され、 又は 旧 卸 売 市 場 法 第六十五 条第 項 若

は 第二 項 の規定によ り旧 卸 売市 場 法 1. 第五· + 五条の 許可 を取 り消され た者は、 その処分を受けた日 に お 1 7

新 卸 売 市 場 %法第十 条 第 項 0 規定により 新 卸 売市 場法第四 条第 項  $\bigcirc$ 認定を取 り消され、 又 は 新 卸 売

市 場 法 第 + 匹 一条にお 1 て読 み替えて 準 用す Ź 新 卸 売市 場法第十一 条 第 項の 規定により 新卸 売市! 場 %法第十

三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

7

進

(食品等の流通の合理化に関する基本方針に関する経過措置)

第五 条 農 林 水 産大臣 は この 法律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 施施 行 日」という。) 前にお いても、 第二条の規定に

よる 改 正 後  $\mathcal{O}$ 食 品等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及び 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に関する法 律 。 以 下 新 食品等 流 通 法

第四 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例に、 より、 食品 等  $\mathcal{O}$ 流 通 0 合 理 化に関する基本方針を定め、 これを公表することができる。

2 前 項 の規定により定められた食品等の流通 の合理化に関する基本方針は、 施行日におい て新食品等流 通

法第四条の規定により定められたものとみなす。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付金等に関する経過措置)

第六条 第二条  $\bigcirc$ 規定に、 よる 改 正 前  $\mathcal{O}$ 食 品 流 通 構 造 改 善促進法 (以 下 旧 構 造 改善 法 という。 第六条第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ ŋ 施 行 日 前 に 株式会社 日 本政 策 金 融 公 庫 が 締 結 l た貸付契約 に係る貸付 金 並びに当 該 貸付

金に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定 の取 消 L 並 びに当該 認

定計 画に係る 旧 構造改善法第十条の 規定による報告  $\mathcal{O}$ 徴収 については、 なお従前の例 による。

(食 品品 流 通 構 造 改 善善 促 進 機 構 に 関す る経 過 措 置

第七 条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0) 際 現 に 旧 構 造 改善法第十一 条第 項の規定による指定を受けてい る同 項に · 規 定す

る機 構 ( 以 下 旧 機 構 という。 は、 施行日において新食品等流通法第十六条第 項の規定による指定

を受けたものとみなす。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 新 食品 等流 通 法第十六 条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による指定を受けたものとみなされ た 旧 機 構 は

新 食品 等 流 通 远法第十. 七条各号に掲げ る業務  $\mathcal{O}$ ほ か、 旧 構 造 改善法第十二条 ( 第 一 号に係る部分に 限 る。

 $\mathcal{O}$ 規定によ り施行 日 前 に 旧機構 が 締 結し た債務保証契約 に係る同条第一号に掲げる業務及びこれ . 附 帯

する業務 (以下この 項 及び 附則第二十八条にお *\*\ て 旧 債務保証業務等」 とい 、 う。 ) を行うものとする。

この 場合にお V て、 旧 債 務 保 証業務等 は、 新 食品 等流 通 法 の適 用 に つい て は、 新食品等 流 通 法第· 十七 条第

一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 債 務 保証契約 に係 る旧 構 造 改 善法第五条第二 項に規定す る認定計 画 [に係] る変更 0 認定及 び 認定  $\mathcal{O}$ 

取 消 し 並 びに 当該認定計 画 [に係] る旧構造改善法第十条の規定による報告 の徴収については、 な お従 前  $\mathcal{O}$ 例

による。

第八条 旧 機 構 は 施 行 日 までに、 新 食品等流通法第十九条の規定 の例 により、 業務規程 の変更をし、 農林

水産大臣の認可を受けなければならない

- 2 農林水産大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 財務大臣に協議するものとする。
- 3 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を受けた業務規程 は 施行 日に お į١ て新食品 等流 通 法第十. -九条第 項  $\mathcal{O}$ 認 可を受けたも <u>(</u>

とみ なす。

第九条 旧 機 構 は 施行 日までに、 新食品等流通法第二十条第一 項の 規定 の例により、 事業計画及び収支予

算 の変更をし、 農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2

農林水産大臣

は、

前

項の

認

可をしようとするときは、

あらかじめ、

財務大臣に協議するものとする。

- 3 第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を受けた事 業計 画 及び収支予算は、 施行 日 に お V て 新 食品等流通法第二十条第一 項  $\mathcal{O}$ 認 可

を受けたも 0 とみなす。

第十条 農林 水 産大臣 は 旧 機 構 が附 則第八条第一 項又は前条第一 項の規定に違反したときは、 附則 第七 条

第 項 の規定により受けたものとみなされた新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を取 り消 す

ことができる。

(検討)

第十一 条 政府は、 この法律 (附則第一 条第三号に掲げる規定にあっては、 当該規定。 附則第三十 条にお

び  $\mathcal{O}$ 1 新 成 て同じ。) 以下この 食品 長 発 等 展 条に 流 並 0 び 通 法 に お 施行後五年を目途として、  $\mathcal{O}$ 1 規 般 7 定に 消 同 ľ, 費 つ 者 1  $\mathcal{O}$ 利  $\mathcal{O}$ てそれぞれ検討を加え、 生 益 産  $\mathcal{O}$ 増 進 流 食品等 に 通 資す 及 び る食 消 (新食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をい 費 品  $\mathcal{O}$ その結果に基づ 等 動 向  $\mathcal{O}$ 及び 流 通 実態を踏 構 造  $\mathcal{O}$ *(* ) 実 まえ、 7 現 必要な  $\mathcal{O}$ 観 農 点 見直しを行うも 林 か 5 漁 業及 新 Ű 卸 食 売 市 品 のとす 場 流 法 通 j 及 業

**租** 税特別措置 法 の 一 部改 Ē

る。

第十二条 租 税 特 別 措 置 法 (昭 和三十二年法律第二十六号) (T) 部を次のように改正する。

匹 条  $\mathcal{O}$ 二第二 項 第十三号ハ及び第六十五 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項第十三号 を削 る。

租 税 特 別 措 置 法 0 部 改正に伴う経過 措 置

第十三条 前 条 O規定による改正後 0) 租 税特 別措置 法 (以下この条にお いて 「新租税特別 措置法」

に規定する土 第三十四 条の二 地 等の (第二項第十三号に係る部 譲 渡に 7 て適 用 Ļ 個 分に限 人が る。  $\mathcal{O}$ 規 定は、 0 た前 個 条 人が 規 定に 施行 日 以後に る改 行う同 前 条第 税 別 項 措

施

行

日

前

に

行

 $\mathcal{O}$ 

ょ

正

 $\mathcal{O}$ 

租

特

譲

0

置法 (以下この条に お 1 て 一旧 租 税 特 別 措 置 法 という。 第三十四 条 の 二 第 項に規 定す る土 地 等 O

渡については、なお従前の例による。

2 新 租 税 特 別 措 置 法 第 六十五 条  $\mathcal{O}$ 兀 ( 第 項第十三号に係る部分に限 る。  $\mathcal{O}$ 規定 は 法人 (法 人税法

昭 和 几 + 年 法 律 第三十 兀 号) 第二条 第 八号 に 規 定する人格  $\mathcal{O}$ な 1 社 寸 等を含む。 以 下  $\mathcal{O}$ 項 に お 1 7 同 U

が 施 行 日 以後に行う新 租 税 特 別 措 置法 第六十 五 条の 兀 第 項 E 規定する土地 等  $\mathcal{O}$ 譲 渡 に 係 る 法 人 税 に

に · 係 る法 人税に うい 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

V

て適用

法

人が

施

行

日

前

に行

0

た旧

租

税

特

別措置法第六十五条の四

第

項に規定する土地

等

Ö,

譲

渡

3 新 租 税 特 別 措 置法 第六十八条の 七 十 五 ( 新 租 税 特 莂 措置 法 第六十五 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項第十三号に係

限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 連 結 親 法 人 **(**法 人 税 法 第二条第十二号 0 六  $\mathcal{O}$ 七 に 規定す る連 結 親 法 人を 1 う。 以 下こ

 $\mathcal{O}$ 項 に お 1 て同じ。 又は当 該 連結 親 法 人に よる連 結完全支配 関 係 法 人 税 法第二条第十二号の 1  $\mathcal{O}$ 七 12

規 定する連 結完全支配関係をいう。 以下この 項 E な į, て同じ。 に ある連結子法人 法 人税法第二条第 +

0 七に規定する連結子 法人をいう。 以下この 項に お 7 て 同 ľ が 施 行 日以後に行う新 租 税 特 別 措 置

法第六十八条  $\mathcal{O}$ 七 十 五 第 項に 規定 でする土 地 等  $\mathcal{O}$ 譲 酸渡に係る る法 人 税に つ **,** \ 7 適 用 Ļ 連 結 親 法 人 又 は 当 該

連結親 法 人に ょ る連結完全支配 関 係 に あ る連結で 子 法 人が 施 行 日 前 に 行 0 た 旧 租 税 特 別 措 置法 第六 十八 条  $\mathcal{O}$ 

る

部

分に

七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、 なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)の認定	律(平成三十年法律第 号)附則第三条第二項前段(中央	□ 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法	(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可	○ 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の
		認定件数		許可件数	認定
	千円	一件につき一万五		一件につき九万円	

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

| 八十五 中央卸売市場の認定

卸 卸 売市 売市場法 場  $\mathcal{O}$ 認 (昭和四十六年法律第三十五号) 定  $\mathcal{O}$ 中 央 卸 売 市 場  $\mathcal{O}$ 認定 第四条第一項 中央 認定件数 一件につき一万五 千円

住 民 基 本 台 帳 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第十六条 住民 基本台灣 帳法 (昭 和四十二年法律第八十一 号) の 一

部を次のように改正する。

第四条第一 項若しくは第六条第一 項 の認定又は同 条第二項の届 出 に改める。

別表第一の七

十九の項中

「第十五条第一

項の許可又は同法第二十一条第一

項若しくは第二項の認可」

を

別表第三の 七 の二十の項 の次に次のように加 える。

七 し の 二 十 都道 府県 知事 卸 する事務であつて総務省令で定めるもの 1 て 売 準 市 用する同法第六条第 場 法 による 同 法第十三 一条第 項  $\mathcal{O}$ 認定又は同 項 若 L くは 条第二 同 法 一項の 第 + 届出 几 条 に に 関 お

別 表第五第十 一号の十の の次に次の一 号を加える。

十 の 十 卸 売市 場 法に よる同 法第十三条第一 項若, しくは 同 法第十四 条 に お 1 .て準 用する同法第六条第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定又は同 条第一 項 の 届 出に関する事務であつて総務省令で定め るもの

## (地価税法の一部改正)

第十七 条 地 価 税 法 (平成三年法律第六十九号) 0) \_\_ 部 を次のように改正する。

別 表 第 第二十二号中 「第二条第四 項 (定義) を 「第十三条第六項 地地 方卸売 市 場 0 認定) に改  $\dot{b}$ 

る。

地地 方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。

第十八条

地

方拠点都市

地

域

 $\mathcal{O}$ 

整備

及び産業業務施設

の再配置

の促進に関する法律

(平成四年法律第七十六

目 次 及 Ţ 第 五 章  $\mathcal{O}$ 章 名 中 卸卸 売市 場 *《*法等」 を 地地 方住宅供給 公社法」 に改める。

第四十条から第四十六条までを次のように改める。

第四十条から第四十六条まで 削除

第四十七条の見出しを削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の

部

改正)

第十 九 条 中 心 市 街 地 の活性 化 に関する る法 律 平 成 十年 法律第九十二号) 0) 部を次のように改正する。

を削 十六 改善促進法」 を 第五 第五 条第 り、 「第十七条各号」に改め、 十四 十五 第四号を第二号とし、 条 条の見出  $\mathcal{O}$ を 見出、 に、 「食品 しを しを「(食品等流通合理化促進機構の業務の特例)」 食品 等  $\dot{O}$ 「(食品等の 流 流 通 通 同条第五号中 の合理 同条第 構 造 改 善促 化及 流通の合理化及び取 一号中 グび取る 進 機 「前各号」を「前二号」に改め、 「以下この条」 構 引 (T) を 適 正 食 化 品品 に 引 を 等 関する法律」 の適正化に関する法律 流 「次号」に改め、 通合理 化 に、 に改め、 促 進 同号を同条第三号とする。 機 同 第十一条第一項」 構 条中 同条中 の適用) に、 第二号及び第三号 「食品 「第十二条各号 に改 流 を 通 め、 構造 「第 同

条中 三条第 平 成十年法律第九十二号。 食 項」 品 流 を 通 構造 食 品 改 善促 等  $\dot{O}$ 進機構」 流 以下」に、 通  $\mathcal{O}$ 合 を 理 化及び 「食品等流 「第十四条第一項」 取 引 通  $\mathcal{O}$ 合 適 理 正 化 化 に 促 を 関 進 す 機 「第十九条第 構」 る法 に、 律第十八条第 食品 一項」に、 流 通 項」 構 「第十二条第一 造 に、 改 善善 促 「以下」 進 法 第十 号 を

項、 を 「第十七条第一号」に、 第二十四条及び第二十五条第一 「第十八条第一項、 項 第 一 号 に、 第十九条及び第二十条第一項第一 「第十二条各号」を 「第十七条各号」に、 号」を「第二十三条第 この

市 を 街 地 「この節」 活 性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、 に、 「とする」を「と、 同法第三十二条第二号中 「第二十三条第一 項」 同条第三号中 とあ るの は 中心 「第二

十四四 \_ 条 とあるのは 中 心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」 とす

る に改める。

中 小 企 業等に 経 営強 化 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

の見出

しを

(食品等

 $\dot{O}$ 

流

通

の合理化及び取

引の適正

化に関する法律の特

例

に改め、

同

第二十条 中 小 企 業等に 経営強 化法 (平成 十一年法律第十八号) 0) 部を次のように改正する。

条 第 項中 「食品流 通 構 造改善促進 法 を 「食品等の 流 通  $\mathcal{O}$ 合理化品 及び 取 引の 適 正 化に . 関 する法 律 

に、 「第十一 条第一 項」 を 「第十六条第一 項」 に、 食品 流 通 構 造 . 改善: 促 進 機 構」 を 食 品 等流 通 合理 化

促進 機 構 に、 「第十二条各号」 を 第十 -七条 各号」 に改 め 同 項 第 号 中 「食品 (食 品 流 通 構 造 改 善 促

進 法 を 「食品等 (食品等 Ò 流 通  $\mathcal{O}$ 合 理化及び 取 引 0 適正 化に関する法律」 に、 食品 を を 「食品等 を

以下この項」を「次号」に、 「食品製造業者等」 を 「食品等製造業者等」 に改 め 同 項 第 二号及

び 第三号を削 り、 同 項第四号中 「食品 製造業者等」 を 「食品等製造業者等」 に改め、 同 号を同り [項第]

同 項 第 五 号中 前 各号」 を 「前二号」 に改 め、 同 号を同る 項第三号とし、 同 条第 二項 中 食 品 流 通 構 造

改善促 進 機 構 を 「食品等 流通 合理 化促進 機構」 に、 「食品 流 通 構造改善 促 進法」 を 「食品 等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合

理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、 同項の表を次のように改める。

中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定によ	第二十四条	第三十二条第三号
り読み替えて適用する第二十三条第一項		
一中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定によ	第二十三条第一項	第三十二条第二号
この節若しくは中小企業等経営強化法	この節	第二十五条第一項第三号
		一項第一号
法第二十二条第一項各号に掲げる業務	げる業務	十四条及び第二十五条第
第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化	第十七条各号に掲	第二十三条第一項、第二
化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務	
- 第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強	第十七条第一号に	第十九条第一項
号に掲げる業務		
(平成十一年法律第十八号) 第二十二条第一項第一	る業務	
前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法	前条第一号に掲げ	第十八条第一項

り読み替えて適用する第二十四条

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二十一 条 食料 農 業 農 村 基 本法 (平成十 年法 律第百六号) 0) 部を次のように改正する。

第四十条第三項中 「食品流通構造改善促進法」 を 「食品等の流 通 の合理化及び取引の適正化に関する法

律」に改める。

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正)

第二十二条 流 通業務 の総合化及び効率 化の 促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号)

ように改正する。

第二条第十七号中 「食品生産業者等」 を 「食品等生産業者等」 に改め、 同号イ中 「食品 (食品流 通 構 造

改善促進法」を 「食品等 (食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、 「食品を」を 「食

品等を」に改める。

第十七条第二 項中 「第二十条第一項第三号」を「第二十一条」 に改める。

第二十条の 見出し を (食品等 の流 通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特 例 に改め、 同条

の 一

部を次の

第一 を同 る法律第十六条第一 食品 同 項中 頭第二号及び第三号を削 項第二号とし、 流 通 食品 を 構 造 「第十. 改善 流 通構 同 促 七条各号」 項」に、 進 項第五号中 造改善促進法第十一 機 構 り、 に改 食品 を 同 「食品等流 「前各号」 項 め、 流 第四号中 通 構 同 条第一 造 項 を 第 改善 通 合 「前二号」に改め、 理化 食品生産業者等」 号 中 促 項」 進 促 機 を 「食品: 進 構 「食品等の流通 機 構 を 生 産 業者 食品等法 に、 を 同号を同項第三号とし、 等」 「食品: 「食品等生産業者等」 流 の合 を 通 合理 理化及び 流 「食品等生 通構 化 促 造改善促進 進 取 機 引 産業者等」 構  $\mathcal{O}$ に改り 適 同 条第 法 に、 正 め、 化 を に に 二項 第十 . 関 同 改 「食 中 号 す  $\Diamond$ 

	) (ミンプ)	
	る業務	
		五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。
		)第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に	第十七条第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率
	掲げる業務	化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務

品等

 $\dot{O}$ 

流

通

 $\mathcal{O}$ 

合

理化及び

取

引

 $\mathcal{O}$ 

適

正

化に

関する法律」

に改め、

同

項

 $\mathcal{O}$ 

表を次のように改める。

第二十三条第一項、第二	第十七条各号に掲	第十七条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化
十四条及び第二十五条第	げる業務	促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
一項第一号		
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは流通業務総合効率化促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定に
		より読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定に
		より読み替えて適用する第二十四条

第二十一条中 特定認定総合効率化事業」を「、 特定認定総合効率化計画に記載された事業 (以下<sub>「</sub>

特定認定総合効率化事業」という。)」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一 部改正)

第二十三条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動 の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十

九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを (食品等 の流 通の合理化 及び 取引 0 適正: 化に関する法律の 特 例 に改 め、 同 条

第 項中 食品 流 通 構 造改 **等促進** 法 を 食 品品 等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合理 化 及び 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に関 す る法 律 に

第十 条 第 項 を 「第十六条 第 項 に、 食 品 流 通 構 造 改 善 促 進 機 構 を 食 品品 等 流 通 合 理 化 促

進 機機 構 に、 「第十二条各号」 を 「第十七条各号」 に 改め、 同 項 第 号中 食品 食 品 流 通 構 造 改 善 促 進

法 を 「食品等 (食品等の流 通 の合理 化及び取 引 の適正化に関する法律」 に、 食品を」 を [等を]

に、 「 以 下 「食品製造業者等」 を 「次号にお ( ) 7 「食品等製造業者等」 に改 め、 同 項第二号及び第三号を

削 り、 同 項 第四 号中 食品 製造業者等」 を 「食品: 等製造業者等」 に改め、 同 号を 同 項第二号とし、 同 項 第

構 を 「食品 等 流 通 合 理 化 促 進 機 構 に、 食 品品 流 通 構造改善促 進 法 を 食品等 の流 通 の合理 化 及び 取

五

号中

前

各

号

を

前

号

に改

め、

同

号を同

項第三号とし、

同

条

第

項

中

食

品

流

通

構

造改

善

促

進

機

引  $\mathcal{O}$ 適 正 化に関 する法律」 に改め、 同 項  $\mathcal{O}$ 表を次のように改める。

第十八条第一 項 る業務 前 条第 号に掲 げ 業資源 成 前 条第 + 九 年 を 号に日 活 法律第三十 用 掲 L た事 げ る業務及び -九号。 業 活 動 以 下  $\mathcal{O}$ 中 促 進 小 地 企業 に 域 関 産業資 す に る よる 法 律 地 源 域 活 平 用 産

地 十四四 第三十二条第三号 第三十二条第二号 第 第二十三条第 第十九条第 域経済牽引事業の促進による地域の成長発展 二十五 項 第 条及び第二十五条第 条第 号 項 項、 項 (第三号 第二 第一 ک げる業務 掲げ 第十 第二十三条第一項 第十七条各号に掲 0 二十四条 -七条第 節 る業務 号に の基 事業促進 第十七 地域産 地域 この 業促進法第十二条第一 第十七条各号に掲げる業務又は地 げる業務 事業促進法」 により読 により読み替えて適用する第二十三条第 盤強化に関する法律 産業資 節 業資 条第 若 進法第十二条第 み替えて適用する第二十四条 L 夏源活用<sub>了</sub> くは (源活用事 という。) 号に掲げ 地 事 域 業促進法第十二条第二項の 業促進法第十二条第二項 産 げ 業資 項各号に掲げる業務 る業務及び  $\mathcal{O}$ 項 第 第十二条第一項第一号に掲 源 部改正 活 号に掲げる業務 用 域 事 地 業 産業資源活用 域 促 産業資源 進 項 法  $\mathcal{O}$ 規定 規定 活 事 用

- 71 -

第二十四 条 地 域 経済牽引事 業 の促 進に よる地域の成長発展 の基盤強化に関する法律 (平成十九 元年法律 · 第 四

十号)の一部を次のように改正する。

第二十 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L を 食品 等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及び 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に関 する 法 律  $\mathcal{O}$ 特 例) に 改 め 同 条

第 項 中 食 品品 流 通 構 造 改 善 促 進 法  $\subseteq$ を 食 品品 等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合理 化 及 び 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に . 関す る法 律 12

第十 条第一項」 を 「第十六条第 一項」 に、 「食品流 通 構 造 改 善 促 進 機 構 を 「食品等流 通 合 理 化

促

進 機 構 に、 第十二条各号」 を 「第十七 条各号」 に 改 め、 同 項第 号中 食品 (食品: 流 通 構 造 改 善 促 進

法 を 食品 等 食食 品 等  $\dot{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合 理 化 及 び 取 引  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 す Ś 法律」 に、 食品 を を 食 品品 [等を]

に . 改  $\Diamond$ か 5 第四 号 ま で を 削 り、 食 品品 製造 業者 等 を 「食 品 等 製造業 者等」 に 改 め 同 項 第 二号及

び 第三号を削 同 項 第五 号中 り、 同 「前 項 各号」 第四 号 を 中 前 食 二号」 品品 製造業者等」 に改り め、 を 同 号を同項第三号とし、 食 品等製造業者等」 に改 同 条第二項 め、 同 中 号 を 「食品 同 項 第 流 通 二号と 構 造

改善 促 進 機 構 を 「食品等流 通 合 理 化 促進 機 構 に、 「食品 流 通 構造改 善 促 進 法 を 「食品等の 流 通  $\mathcal{O}$ 合

| 第十八条第一項 | 前条

理化

及

CK

取

引

 $\mathcal{O}$ 

適

正

化

に関

ける法

律

に

改

め

同

項

0)

表

を次

0)

ように

改

 $\dot{b}$ 

る。

前条第一号に掲げ

前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促

地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定によ	第二十四条	第三十二条第三号
り読み替えて適用する第二十三条第一項		
地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定によ	第二十三条第一項	第三十二条第二号
この節若しくは地域経済牽引事業促進法	この節	第二十五条第一項第三号
		一項第一号
進法第二十条第一項各号に掲げる業務	げる業務	十四条及び第二十五条第
第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促	第十七条各号に掲	第二十三条第一項、第二
促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務	
第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業	第十七条第一号に	第十九条第一項
業務		
促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる		
平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業		
進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (	る業務	

り読み替えて適用する第二十四条

中 小 企業者 と農林漁業者と  $\mathcal{O}$ 連携 に よる事 業活 動  $\mathcal{O}$ 促進 に 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十五 条 中 小 企業者 と農 林 -漁業: 者と 0 連 獲に ょ る事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関する法 律 平 成二十年法律第三十

八号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを (食品等の流 通 の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」 に改め、 同 条第

項 中 「食品 流 通構造 改善促進法 を 「食品等  $\mathcal{O}$ 流 通 の合理化及び 取 引 0) 適正, 化に関する法律 に、

第十 一条第 項」 を 「第十六条第 項 に、 食品 流 通 構 造 改 善促 進 機 構 を 「食品: 等 流 通合 理 化 促 進

機 構 に、 第十二条各号」 を 「第十 七条各号」 に改 め、 同 項 第 号中 食 品品 (食品: 流 通 構 造改 善 促 進 法

を 「食品 等 (食品等  $\mathcal{O}$ 流 通  $\mathcal{O}$ 合理 化 及び 取引  $\mathcal{O}$ 適 正化に関する法律」 に、 「食品を」 を 「食品等を」 に

以下 「食品製造業者等」 を 「次号において 「食品等製造業者等」に改め、 同項第二号及び第三号を削

り、 同 項第四号中 「食品製造業者等」 を 「食品等製造業者等」 に改め、 同 号を同項第二号とし、 同 項 第 五.

号中 「前各号」 を 「前 二号」 に改め、 同 号 を同る 項第三号とし、 同 条第二項中 「食品 流 通 構造 改善 促 進 機 構

を 食 品等流 通合理化促進 機構」 に、 食品 流 通構造改善促進 法 を 「食品等  $\mathcal{O}$ 流 通 0) 合理化 及び 取引

の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

よる事業活動の促進に関する法律		
この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携に	この節	第二十五条第一項第三号
一十条第一項各号に掲げる業務		一項第一号
業者との連携による事業活動の促進に関する法律第	げる業務	十四条及び第二十五条第
第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁	第十七条各号に掲	第二十三条第一項、第二
第十条第一項第一号に掲げる業務		
漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	掲げる業務	
第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林	第十七条第一号に	第十九条第一項
げる 業務		
成二十年法律第三十八号)第十条第一項第一号に掲		
者との連携による事業活動の促進に関する法律(平	る業務	
前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業	前条第一号に掲げ	第十八条第一項

えて適用する第二十四条		
促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替		
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の	第二十四条	第三十二条第三号
えて適用する第二十三条第一項		
促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替		
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の	第二十三条第一項	第三十二条第二号

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十六条 米穀  $\mathcal{O}$ 新 用 途  $\mathcal{O}$ 利用  $\mathcal{O}$ 促 進に関する法律 (平成二十一年法律第二十五号) の <u>ー</u> 部を次の よう

に改正する。

第十一条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例) に改め、 同 条

第一 項中 「食品流通構造改善促進法 を 「食品等の流通の合理化及び取 引の適正化に関する法律 に

「食品流通構造改善促進

機

構

を

「食品等流通合

理

化

促

「第十一条第一項」

を「第十六条第一項」に、

進 機構」 「第十二条各号」を「第十七条各号」 に改め、 同項第 号 中 食品 (食品) 流 通 構造 改 善 促 進

善促 に、 法 第三号を削 同 進 項第五号中 を「食品等 「以下この 機 構」 り、 を 項」 同 「食品等流通合理化 「前 (食品等の 項 を **!**各号」 第 匹 「次号」に、 ]号中 を 流 通の合理化及び取引の適正化に関する法律」 「前二号」 「食品製造業者等」 促進機構」 「食品製造業者等」 に改め、 に、 同号 を 「食品 「食品等製造業者等」 を同項第三号とし、 を 流 「食品等製造業者等」 通構造改善促進 に、 に 同 改め、 法 条第二 「食品を」 を に改め、 項中 同 「食品等の 号を同 「食品」 を 同 項第二号とし 項第二号及び 「食品等を」 流 流 通 通  $\mathcal{O}$ 構 合理 造改

化及 Ű 取引 0 適 正 化に関する法律」 に 改め、 同 項の 表を次のように改める。

第十七条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条	第十七条各号に掲	第二十三条第一項、第二
条第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務	
第十七条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一	第十七条第一号に	第十九条第一項
第一号に掲げる業務		
号。以下「利用促進法」という。)第十一条第一項		
の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五	る業務	
前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用	前条第一号に掲げ	第十八条第一項

一十四条及び第二十五条第	げる業務	第一項各号に掲げる業務
一項第一号		
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは利用促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて
		適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて
		適用する第二十四条

地 域資源を活用した農林漁業者等による新事 業  $\mathcal{O}$ 創出等 及び 地 域  $\mathcal{O}$ 農林 水 産 物  $\mathcal{O}$ 利 用 促 進 に関 す る法 律

## の一部改正)

第二十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関

する法律 (平成二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

第一 第十五条の見出しを 項中 「食品 流通構造 造改善促進法 「(食品等  $\mathcal{O}$ 流通の を 合理化及び取引の 「食品等の 流 通  $\mathcal{O}$ 合理 適正化に関する法律の特例) 化及び 取 引の 適正化に関する法律 に改 め、 同 に 条

号 中 に、 進 法 機 を を 構 第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、 「食品等流 「前各号」を「前二号」に改め、 「以下この 「食品 に、 等 「第十二条各号」を「第十七条各号」 項」 通合理化促 (食品: を 等の 「次号」 進機 流 通 に改 構  $\mathcal{O}$ 合 に、 め、 理 同号を同項第三号とし、 化及び 同項中 食品流 取 第二号及び第三号を削 引 通  $\mathcal{O}$ 「食品流通構造改善促進 に改め、 構造改善促進 適 正 化 に 関す 同 項第 同条第二項中 法 る法 号 中 を り、 律 「食品等の流通の合理化及び 機構」 に、 第四号を第二号とし、 「食品 「食品流通構造改善促 「食品` を「食品等流 (食品: を 流 を 通 構造 「食品 通合理化促 同 改 進 項 等 善 取 第五 を 機 促 引 進 構

	$\mathcal{O}$
	の適正化に関
	二字
	通
	71
	11/
	17
	( _
	日日
	美
	)
	4
	する法律」
	ス
	$\langle \rangle$
	\ <del>/</del> _
	1 <del>1//</del>
	12
	律
	る法律」
	) -
	一に改め
	1 7/5
	L/X
	V.
	(V)
	(
	· '
	同
	<del></del>
	項
	$\hat{O}$
	V)
	#
	衣
	頃の表か
	٠
	<i>У</i> / <del>√</del>
'	ハ
	$\mathcal{O}$
	を次の
	1
	6
	á
	,
	17
	に
	に
	んに改
	に改
	んに改め
	んに改め
	んに改める
	アに改める
	に改める。
	こに改める。
	いに改める。
	~に改める。
	こに改める。
	, に改める。
	, に改める。
	- に改める。
	こに改める。
	こに改める。
	こに改める。
	, に改める。
	, に改める。
	こに改める。
	, に改める。
	こに改める。
	- に改める。
	, に改める。
	こに改める。
	, に改める。
	こに改める。
	- に改める。
	こに改める。
	こに改める。
	, に改める。
	こに改める。
	- に改める。
	, に改める。
	, に改める。

た農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農	- 掲げる業務	
第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用し	第十七条第一号に	第十九条第一項
一六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務		
産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第		
林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水	る業務	
前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農	前条第一号に掲げ	第十八条第一項

二十三条第一項		
第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第		
出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律		
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創	第二十三条第一項	第三十二条第二号
進に関する法律		
よる新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促		
この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等に	この節	第二十五条第一項第三号
に掲げる業務		
水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号		一項第一号
農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林	げる業務	十四条及び第二十五条第
第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した	第十七条各号に掲	第二十三条第一項、第二
一号に掲げる業務		
林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第		

第三十二条第三号 第二十四条 第十五 二十四四 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の 出等及び地 一条第二 条 域の 項 農林・ の規定により読 -水産物  $\mathcal{O}$ 利 用 み替えて適 促進 に関 用する第 する法律 創

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附 則第七条第一 項の規定により 新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けた もの

とみなされた 旧 機構 は、 新食品等流 通法第十七条各号に掲げる業務及び 旧 債 務保 証 業務等の ほ か、 次  $\mathcal{O}$ 各

号に掲げ る規定により 施 行 日 前 に 旧 機 構 が 締 結 L た債 務保 証 契約 に係 る当該 各号に定め る規 定に掲げ る 業

務及びこれに附帯する業務 (以下この条にお ζ) て 旧 特例 債 務保証業務等」という。 )を行うものとする

この場合において、 旧特例: 債務保証業務等は、 新食品等流 通法の適用については、 新食品等流通法第十

七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

附則第: + 九 条の 規定による改正前の中心市 街 地 の活性化に関する法律第五 十四条 (第一号に係る部分

に限る。) 同号

附則第二十条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十二条第一項 (第一号に係る部分に限

る。 同号

三 附則第二十二条の規定による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 流 通業 務 0の総 合化 及び 効率 化 の促 進に関する法律第二十条第

項 (第一号に係る部分に限る。)

兀

附則第二十三条の規定による改正前の

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関す

同号

る法 律第十二条第 項 (第一号に係る部分に限る。) 同 号

五. 附則第二十四条 の規定による改 Ē 前 地 経済牽引事 促 進による地 域 成長発1

 $\mathcal{O}$ 

域

· 業

 $\mathcal{O}$ 

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

展

の基盤が

強

化 に 関

す る法律第二十条第 項 第一 号に 係る 部 分に限る。 同 뭉

六 附則第二十五条の規定による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 中 小企業者と農林 漁業者との連携による事業活動の促 進に関す

る法 . 律第十条第一項 (第一号に係る部分に限る。) 同 <del>무</del>

七 附則第二十六条の規定による改 Î 前 の米穀 の新 用途 ^ の利用 の促進に関する法律第十 条 第 項

号に係る部分に限る。) 同号

八 前条の規定による改正 前 の地 域資源を活用した農林漁業者等による新事業の 創出等 及び地 域 の農林水

産 物 の利 用 促進に関する法律第十五条第一 項 (第一号に係る部分に限る。) 同号

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十 九 施 行 日 が 産業競 為十九強: 化 法等  $\mathcal{O}$ 部 を改 Î する法律 (平成三十年法 律第 号)  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日

前 で ある場合には、 附則第二十条中 「第二十二条の」 とあるのは 「第二十条の」と、 「第二十二条第 項

第一号」とあるのは 「第二十条第一項第一号」と、 「第二十二条第一項各号」とあるのは 「第二十条第

項各号」と、 「第二十二条第二項」 とあるのは 「第二十条第二項」 と、 前条第二号中 「第二十二条第 項

」とあるのは「第二十条第一項」とする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お V て、 産 業競争 力強 化法 等  $\bigcirc$ 部を改正する法 律第三条のうち中 小 企業等経営強 化 法 第

二十条第二項  $\mathcal{O}$ 表第十三条第 項の 項 及び 第十四 条第 項  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 改正規定中 「第十三条第 項の 項 及び 第

+ 应 条第一項 の項」とあるのは 「第十八条第一項 の項及び第十九 条第一項の項」と、 同 表第十八条第 項

第十 九条及び第二十条第一 項 第 一 号の項の 改 Ē 規定中 「第十八条第一項、 第十 九条及び第二十条第 項

第一 号の項」 とあるの は 「第二十三条第一 項、 第二十 四条及び第二十五条第 項 第 号 O項 と 同 表 第

二十条第一 項第四号の項、 第二十一条第一号の項、 第二十三条第一 号の項及び第二十三条第二号の項 の改

正規定中 「第二十条第一項第四号の項、 第二十一条第一号の項、 第二十三条第一号の項及び第二十三条第

二号の項」とあるの は 「第三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項」とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第三十条 農林 水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中 「卸売市場 の整備及び」を削り、 「監督」の下に「その他卸売市場」 を加える。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この 法律  $\mathcal{O}$ 施行前にした行為及びこの 附則の規定によりなお従前 の例によることとされる場合

におけるこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行後にした行為に対する罰則 0 適用に つい ては、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置

を含む。)は、政令で定める。